# イスラム債の実態に関する調査研究

上 田 正 勝

祝 務 天 字 仪 研 究 部 教 育 官

# 要約

## 1 研究の目的(問題の所在)

宗教的な理由により利子の収受等が禁じられているイスラム教徒のため、 近年、国外において、イスラム法(イスラム教の教義)に則った金融商品の 開発及び販売が活発化しており、市場規模も拡大傾向にある。

イスラム債をはじめとするイスラム金融について、課税上考慮する必要がある論点としては、経済的な実質は利子であるにもかかわらず、最終的に利子以外のものが支払われるようにするため、リース、商品売買、信託等を組み合わせるなど、一般的な金融取引からすれば、複雑な契約関係に基づく金融取引となることが挙げられる。

現在、我が国においては、内国法人や居住者がイスラム金融を活発に活用している状況にはないが、イスラム・マネーを呼び込むための税制上の環境整備として、平成 23 年度税制改正において、海外投資家が受ける特定目的信託が発行する社債的受益権の配当(収益の分配)を非課税とするなどの措置が行われたところである。

これにより、我が国において特定目的信託を用いて組成されたイスラム債に関する課税については明確化されたところであるが、今後のイスラム金融の発展によっては、我が国における課税関係が必ずしも明確ではないイスラム債の組成や投資が行われる可能性も否定できない。

そこで、イスラム債から生じる収益に対する課税関係を整理するため、イスラム金融の形態等についての基礎研究を行うこととしたい。

#### 2 研究の概要

#### (1) イスラム金融の特徴

イスラム金融とは、イスラム法 (イスラム教の教義) に基づく金融である。

そして、イスラム教の教義に基づいていることを「シャリア適格」とい

い、各イスラム金融機関内に設けられた、イスラム法学者数名によって構成される「シャリア委員会」によって、各金融機関の行う取引がシャリア 適格であるかどうかが判断される。

ここで、「イスラム法」とは、我々が通常考える「法律」ではなく、イスラム教の教義であるため、イスラム金融取引の準拠法は「イスラム法」ではなく、イスラム金融機関等がスキーム作成時に採用した個別の法律が各金融取引の準拠法となる。

その際、この法律がイスラム教国の法律である必要はなく、シャリア委員会によってシャリア適格であると認められる限り、非イスラム教国の法律を準拠法としてイスラム金融取引を構成することも可能である。

シャリアによる金融取引への影響としては、リバー(利子)の禁止が有名であるが、それ以外にも、ガラール(不確実な取引)やマイシール(投機的な取引)が禁じられている。一方、利益とリスクを分け合うこと、透明性のある契約、売買取引などが奨励されている。

その結果、金融スキームとしては、大別して、①実物取引を介した取引 と②事業への投資を介した取引をベースとしたスキームとなっている。

実物取引を介した代表的な取引としては、ムラバハ及びイジャーラがあり、事業への投資を介した代表的な取引としては、ムダラバ及びムシャラカがある。

## (2) イスラム金融の基本スキーム

## イ ムラバハ

本来は、商品を仕入れた商人が、上乗せする商品販売益を明示した上で買い手に転売する契約である(その際、代金支払時期にイスラム法上の制約はなく、契約当事者が合意した時期と方法により代金支払いが行われる。)。

これを活用して、資金供給者が商人の役割を果たし、同時に、買い手の支払条件を後払い又は分割払いとし、利息に相当する利益を商品販売益とすることによって、イスラム金融としてのムラバハとなる。

#### ロ イジャーラ

本来は賃貸借契約である。

資金需要者が必要とする資産を資金供給者が購入し、資産購入代金、各種費用及び金利相当分の利益等を十分にまかなえる期間とリース料を定める契約とすることによって、イスラム金融としてのイジャーラとなる。

また、リース期間終了時に当該資産の所有権を移転するスキームも用いられており、その場合は、イジャーラ・ワ・イクティナと呼ばれる。

## ハ ムダラバ

資金供給者が、事業者の営む事業に対して出資し、事業から得られた 利益を事前に定めた割合に応じて分配する契約である。

イスラム金融機関が事業者の事業に融資する際に用いられる他、預金 者がイスラム銀行の事業に資金提供しているという構成のムダラバに よって、(元本保証はないが)銀行預金を成立させている。

#### ニ ムシャラカ

複数当事者の出資によって事業組合を設立し、その組合の事業から発生した損益を当事者間で分配する手法である。

ムシャラカの出資者には、経営参加の権利があり、イスラム銀行と企業が合同で取り組む事業での資金提供に用いられている。

#### (3) スクーク (イスラム倩) のスキーム

イスラム金融の基本スキームは(2)において記述したとおりであるが、 これらの基本的なイスラム金融取引から生じる収益を証券化したものがス クーク(イスラム債)である。

代表的なスクークとして、イジャーラ (リース契約) をベースとしたスクークがある。

これは、資金需要者が有する資産を SPC に譲渡し、この資産を裏付資産としてスクークを発行し、投資家がこれを購入することによって得られた資金をもって資産の購入代金に充てた上で、この資産をリースバックす

るというイジャーラが SPC と資金需要者の間で行われ、各期のリース料収入が各期のクーポンとして、また、最終的な資産買戻しによる収入がスクークの償還として、投資家に支払われることになる。

この場合、投資家にとっては、イジャーラにおいて契約されるリース料収入に基づく収益率がスクーク購入時に確定しており、さらに、このリース料がほとんどの場合、市場金利等を参考に決定されることから、このスクークは金利によって収益が計算される債券とほぼ同視し得る証券となる。

## (4) スクークの翻訳上の問題

(3)において記述したとおり、代表的なイジャーラベースのスクークが債券類似であるなど、スクーク発行例の多くが債券類似型であることから、スクークは「イスラム債 (Islamic bond)」と翻訳されることが多い。

しかし、イスラム金融機関会計・監査機構は、スクークを「有形資産・用益権及びサービス・特定のプロジェクトの持分・特別な投資活動の持分の分け前・権利に対する計画的一般権利証書の価値と(応募終了時点で)同じ価値を表象する証書」と定義しており、さらに、その裏付け資産が(2)で挙げたようなシャリア適格なものであることが必要であるとされている。これをより簡潔に表現すると、スクークとは「シャリア適格な金融資産(債権等)の持分を表象する証書」と定義することができる。

このことからすると、ムダラバ、ムシャラカ等の損益分担型金融資産をベースにスクークを作成することも可能であることから、スクークを債券と捉えて「イスラム債」と言い切ってしまうのは、ミスリーディングな翻訳であり、課税関係を考慮する際にも、債券とは限らない「イスラム証券」として、各スキームを分析する必要がある。

## (5) スクークに対する課税

スクークは、受益証券発行信託の受益証券として発行されることが多く、特に立法の手当てがなければ、法人課税信託に該当し、その配当に関しては、配当所得となる。

しかし、我が国の法令である「資産の流動化に関する法律」に基づいた

社債的受益権の配当について、利子並み課税として源泉分離課税であったところ、これを用いて組成したスクークの配当について、平成 23 年度税制改正によって、非居住者については振替社債等の利子の課税の特例に含める形で非課税となり、社債と同様の課税がなされることとなった。

一方、外国法令に基づいて組成されたスクークについては、社債と同様の課税がなされるのが、資産の流動化に関する法律に基づく社債的受益権のみであることから、外国法上の信託等がこれに包摂される余地がなく、現行法において、社債と同様の課税をすることはできない。

そのため、スクーク組成の際に根拠法とされた信託に関する外国法令及び信託契約によることになるが、スクークが「金融資産の持分を表象する証書」であることからすると、スクーク発行に利用される外国法令上の信託の性質は「受益権を表示する証券を発行する旨の定めのある信託」に相当すると考えられ、その場合、法人課税信託に該当することになり、その配当については配当所得となると考えられる。

もちろん、スクークの多くは、経済的実態が限りなく社債に類似しているため、その経済的実態に合わせた課税がなされるべきであるとの考えもある。しかし、私法上の契約関係を租税法に当てはめた際に配当所得となるものを、法令の規定のないまま他の所得区分(利子所得)とすることは、租税法律主義の点から慎重でなくてはならない。

そのため、スクークの経済的実態が社債類似である点を重視し、社債に 類似するように組成されたスクークを社債として課税するのであれば、受 益証券発行信託の配当についても、社債的受益権と同視し得る一定の場合 には、社債利子とみなして課税する旨の立法が、外国法令を準拠法とした 場合の受け皿規定も含めて必要となる。

しかし、経済的実態が社債に類似する金融商品はスクーク以外にも組成することができるため、利子所得と配当所得、ひいては税務上の debt と equity の区分を根本的に見直さなければ、経済的実態が社債に類似する金融取引の間で、社債とみなされるものとみなされないものがパッチワーク

的に並存することにつながり、税制に新たな矛盾を引き起こすことになる。 そのため、例えば、我が国の投資家による外国イスラム債に対する投資も 奨励するなどの政策的必要性がないのであれば、スクークに対する課税に 関して、海外のイスラム・マネーを我が国に呼び込むという政策目的に即 して、社債利子とみなす範囲を限定的に規定している現在の規定が適当で あると考える。

## (6) 平等原則(信教の自由)との関係

平成 23 年度税制改正においては、スクークとして利用しやすい社債的 受益権を、振替社債利子非課税制度の対象に含めるという形で、社債的受益権を利用したスクークに対して社債と同様の課税を行うことを実現して おり、その際、我が国における平等原則(信教の自由)との関係から、この社債的受益権が宗教的な必要に基づいて発行されたか否かについては問わないこととなっている。

これは、イスラム金融取引の現場において、イスラム金融を組成する者 も利用する者もイスラム教徒に限定されるわけではないことからも適当な 措置であるといえる。

実際に、通常の金融とイスラム金融を選択可能な非イスラム教徒は、通常の金融機関の利率とイスラム金融機関の目標利回りを比較して投資先を 選別しているし、逆に、イスラム教徒がイスラム金融にしか投資しないと いうわけでもなく、投資条件が良ければ、通常の利子付金融を(不本意か もしれないが)利用することもある。

今後、他の形態でのスクークに対して利子並み課税を拡大する必要性がでてきた場合に、法令上の手当てを検討する際にも、イスラム法に則っていることを条件とするような法制度を作るべきではないし、その必要もないと考える。

#### 3 結論

イスラム金融は、利子の授受を避けるために、実物の取引(売買や事業)

を介在させるスキームを活用している。そして、それらのシャリア適格な金融取引から生じる収益について、信託などを利用して証券化したものがスクークである。

このスクークは、社債に類似した商品性を目指して組成されることが多いため、イスラム債と呼ばれているものの、その本質は、金融資産を証券化したものであり、課税関係を考慮する際には、必ずしも債券に類似するものとは限らないことに注意が必要である。

そのようなスクークの配当収入を我が国の租税法に当てはめた場合、法令 上の手当てがなければ、利子所得ではなく、配当所得となると解される。

これに対して、海外のイスラム投資家のイスラム・マネーを我が国に呼び込むために、社債的受益権を利用して、社債との類似性を十分担保したスクークについてのみ、平成 23 年度税制改正によって、社債と同様の課税を行うこととなった。

一方で、これ以外のスクークの配当を社債利子と同様の取扱いとするには、 外国法令を準拠法とした場合の受け皿規定も含めたさらなる立法措置が必要 となるが、その際は、イスラム法に則っているかを要件とするべきではなく、 どのような取引を利子並み課税の対象とするべきかということを、スクーク 以外にも存在する経済的実態が社債に類似する通常の金融商品に対する取扱 いとのバランスを考慮して検討する必要があると考える。

# 目 次

はじ	めに		203
第1		イスラム金融とは	
第	1 節	イスラム金融の特徴	204
	1	シャリア(イスラム法)	204
	2	イスラム金融とシャリア	206
第	2 節	イスラム金融の基本スキーム	208
	1 -	イスラム金融の取引形態	208
	2	損益分担型(Profit/Loss sharing) ······	208
	3 1	商品取引型	211
第	3 節	スクーク(イスラム債)	214
	1 .	スクークとは	214
	2	スクークのスキーム	215
第2	章	スクークに対する課税の現状	220
第	1節	原則的な課税	220
	1 .	スクークの私法上の性質	220
	2	我が国租税法の適用	220
	3	スクークに対する原則的課税における問題点	220
第	2 節	平成 23 年度税制改正による特例	221
	1	平成 23 年度税制改正	221
	2	社債的受益権を用いて組成されるスクークのスキーム	221
	3	外国法に準拠して組成されたスクークに対する適用の有無	222
第3	章	今後のスクークに対する課税の検討	223
第	1節	経済的実態と租税法律主義	223
		経済的実態	
	2 -	租税法律主義	223
第	2 飾	宗教上の課題の検討	225

1	平等原則及び信教の自由の検討	225
2	平成 23 年度改正における規定	226
3	イスラム金融利用者の実態	226
4	イスラム教徒の投資行動(必要性の法理)	226
第3頁	5 スクークに対する利子並み課税を拡大する場合の留意点・	227
1	英国の対応例	228
2	社債に類似する金融商品の存在	228
3	スクークに対する利子並み課税拡大の場合	229
結びに仕	tえて	230

# はじめに

宗教的な理由により利子の収受等が禁じられているイスラム教徒のため、近年、国外において、イスラム法(イスラム教の教義)に則った金融商品の開発 及び販売が活発化しており、市場規模も拡大傾向にある。

イスラム債をはじめとするイスラム金融について、課税上考慮する必要がある論点としては、経済的な実質は利子であるにもかかわらず、最終的に利子以外のものが支払われるようにするため、リース、商品売買、信託等を組み合わせるなど、一般的な金融取引からすれば、複雑な契約関係に基づく金融取引となることが挙げられる。

現在、我が国においては、内国法人や居住者がイスラム金融を活発に活用している状況にはないが、イスラム・マネーを呼び込むための税制上の環境整備として、平成 23 年度税制改正において、海外投資家が受ける特定目的信託が発行する社債的受益権の配当(収益の分配)を非課税とするなどの措置が行われたところである。

これにより、我が国において特定目的信託を用いて組成されたイスラム債に 関する課税については明確化されたところであるが、今後のイスラム金融の発 展によっては、我が国における課税関係が必ずしも明確ではないイスラム債の 組成や投資が行われる可能性も否定できない。

そこで、イスラム債から生じる収益に対する課税関係を整理するため、イスラム金融の形態等についての基礎研究を行うこととしたい。

# 第1章 イスラム金融とは

イスラム金融とは、イスラムの教義に基づく金融<sup>(1)</sup>のことであり、イスラム 社会における政治、経済、文化、生活など、あらゆる側面を定めるイスラムの 教義・思想であるシャリア(Sharia)に則った金融取引全般を総称するもので ある<sup>(2)</sup>。

これに対して、現代社会において主流となっている近代ヨーロッパ起源の金融システムは、英語文献等では「conventional finance: 従来型金融」、アラビア語文献では「リバー(利子)付き金融」と呼ばれることが多いが、本研究においては、イスラム金融をより中立的に捉えることができる「近代資本主義型金融」と呼ぶこととする(3)。

## 第1節 イスラム金融の特徴

## 1 シャリア (イスラム法)

## (1) シャリアの構成(4)

シャリアとは、四大法源を中心に構成(5)されており、第一法源はコーラン(聖典)、第二はスンナ(預言者ムハンマドの言行録)、第三はイジュマ(合意)、第四はキヤス(類推)である(6)。

この内、コーランとスンナは神の教えに基づくものとされ、それに基づくイジュマとキヤスは人間であるイスラム法学者による作業でなされるものである。

ここで、イスラム教においては、立法者は神であり、人間が新たな法を

<sup>(1)</sup> 吉田悦章著『イスラム金融はなぜ強い』 15頁(光文社、平20)。

<sup>(2)</sup> イスラム金融検討会編著『イスラム金融』22頁(日本経済新聞出版社、平20)。

<sup>(3)</sup> 長岡慎介著『現代イスラーム金融論』17-18頁(名古屋大学出版会、平23)。

<sup>(4)</sup> 櫻井秀子著『イスラーム金融』34-35 頁 (新評論、平20)。

<sup>(5)</sup> スンニー派の分類による。櫻井・前掲注(4)34 頁。

<sup>(6)</sup> 吉田・前掲注(1)135 頁。

定めることは許されないとされている。一方で、人間の具体的な諸行動に 関しては解釈が必要であるため、イジュマ、キヤスによって、シャリアが 社会の変動に柔軟に対応できる構造となっている。

## (2) イスラム法<sup>(7)</sup>

シャリアはイスラム法とも訳されるが、我々が通常イメージする「法律」とは異なるものである。

イスラム教においては、人の行為はすべてシャリア即ちイスラム法の対象となり、①義務的行為、②推奨される行為、③非難も推奨もされない行為、④芳しくない行為、⑤禁止された行為、に分類され、一般の「法律」が規定する①及び⑤のみならず、道徳、倫理、良心などに関わる領域である②及び④も含んでいる。

## (3) イスラム法と法律の関係

イスラム法が、通常の法律が規定する領域を包含していると同時に、立 法者は神のみであるとされているにも関わらず、ほとんどのイスラム教国 においても、国家により制定される「法律」と呼ばれるものが存在してい る。これについては、国家が定める「法律」は、シャリアの枠のなかで、 シャリアに違背することなく、シャリアに従って作られる、とされており、 「法律」はシャリアにおいて定められる規範の「手続・実施細則」に該当 するものなどといわれている<sup>(8)</sup>。

## (4) イスラム法学者 (ウラマー) (9)

イスラム法学者は、イスラム法学(シャリア学)を学び、シャリアを解釈する有識者であるが、弁護士資格のような特段の資格があるわけではなく、各自のシャリア解釈がイスラム教徒の間で認められることによって権威のあるイスラム法学者となる<sup>(10)</sup>。

<sup>(7)</sup> 櫻井・前掲注(4)32-35 頁。

<sup>(8)</sup> イスラム金融検討会・前掲注(2)227-228 頁。

<sup>(9)</sup> 吉田・前掲注(1)137-140 頁。櫻井・前掲注(4)42 頁。

<sup>(10)</sup> イスラム教においては、一人ひとりがコーランを通じて神と対話していると考えることから、極論を言えば、何の教育も受けていない一介のイスラム教徒が、イス

#### 2 イスラム金融とシャリア

## (1) シャリア適格

イスラム金融とは、シャリアに則った金融取引であるが、シャリアに反 していないことを「シャリア適格」という。

シャリア適格か否かは、各イスラム金融機関内に設けられた複数のイスラム法学者によって構成されるシャリア委員会によって判断される(11)。

## (2) シャリアによる金融取引への影響

前述したように、イスラム教においては、人の行為はすべてシャリアの対象となるが、その中でも、金融取引に対して影響を与えるものが、リバー (Riba:利息<sup>(12)</sup>)、ガラール (Gharar:不確実性や曖昧さを持つ詐欺的な行為)、マイシール (Maisir:投機的な行為)、非倫理的取引 (豚肉、アルコール、ポルノ等に関連するような、イスラムの教義に照らして非倫理的な取引)の禁止である<sup>(13)</sup>。そして、その中でも課税関係に最も影響を及ぼすものが、リバー (利子)の禁止である。

一方で、「神は商売をお許しになり、リバーを禁じた」(14)とコーランに 記載があるなど、公正なビジネス行為を行うことは、篤い信仰そのもので あり(15)、事前に定めた一定のルールに基づいて損益を分担する事業への投 資、売買契約や賃貸借契約等の実物取引などが推奨される。

ラム法学者としてシャリア解釈を行うことも問題ないとされる(もちろん、このようなことは、他のイスラム教徒からの信頼を得られる可能性が極めて低いため、現実的ではない。)。多くの場合は、イスラム法学について権威ある大学等においてイスラム法学を修めた者の中から、権威のあるイスラム法学者が生まれることになる。ただ、そのような権威あるイスラム法学者であったとしても、神と民衆の仲介を行うというような、宗教的に特別な地位にある訳ではない(イスラム教においてそのような特別な聖職者は存在しない。)。

- (11) 金融機関によっては、自前のシャリア委員会を持たず、外注する場合もある。
- (12) イスラム法学において、リバーは金融取引から発生する利子だけにはとどまらないより広い概念であるが、本研究においては、そこまでは立ち入らない。詳しくは、 長岡・前掲注(3)第2章。
- (13) イスラム金融検討会・前掲注(2)25-26 頁。
- (14) コーラン雌牛章 275 節。長岡・前掲注(3)55 頁。
- (15) 櫻井・前掲注(4)46 頁。

そのため、①事業への投資や②実物取引を活用することによって、金利 という概念を利用しない金融取引が行われることとなる。

## (3) イスラム金融取引の準拠法(16)

イスラム金融は、シャリア適格であることが求められるが、国際私法上の問題として、イスラム金融取引にかかる契約の準拠法として、イスラム法(シャリア)を選択しなければならないのか、または、できるのかという問題がある。

この点について、英国における判例<sup>(17)</sup>において、シャリアは法制度ではなく宗教上の原理に過ぎないことなどの理由で準拠法ではないと判示されており、準拠法として当事者が選択できる法には含まれず、各取引について契約当事者が選択した国の法律が準拠法となると解するのが相当である。

## (4) シャリア解釈のばらつき(18)

前述したように、シャリア適格か否かは、各金融機関のシャリア委員会 に属するイスラム法学者が委員会で議論して判断されている。

そのため、シャリア委員会毎に見解が一致しないことや、地域差や学者間の差が生じることもあり、シャリア・リスクと呼ばれることがある。

これについては、現在、イスラム金融関係者によって、契約関連書類や会計制度等の標準化の努力が行われ、シャリア解釈についても、イスラム金融機関会計監査機構(Accounting and Auditing Organisation for Islamic Financial Institutions)<sup>(19)</sup>が、「シャリア・スタンダード(Shari'a Standards)」をまとめるなどしている<sup>(20)</sup>。

一方で、イスラム教はスンナ派とシーア派に分かれ、例えばスンナ派は さらに4つの学派に分かれるなど、多くの法学派に分かれており、それぞ

<sup>(16)</sup> イスラム金融検討会・前掲注(2)230頁。

<sup>(17)</sup> Beximco Pharmaceuticals Ltd. vs. Shamil Bank of Bahrain, E.C. ([2004]APP.L.R.01/28).

<sup>(18)</sup> 吉田・前掲注(1)143-147 頁。

<sup>(19) 1991</sup>年バハレーンにて設立。

<sup>(20)</sup> 長岡・前掲注(3)37-38 頁。

れの学派のシャリア解釈により人の行為の全てを律していることからすると、その一部である金融取引だけを取り出して、シャリア解釈を統一しようとすること自体に無理があり<sup>(21)</sup>、さらには、「シャリア解釈の多様性の存在は、バランスを産むほか新しい商品が開発されていく素地にもなるので、むしろ健全な状況と言える(ハイサム・タリム氏:イスラム法学者)」<sup>(22)</sup>とも考えられており、非イスラム教徒がイスラム金融に関わる際には、こうしたシャリア解釈のばらつきがあり得るということも想定しておく必要がある。

## 第2節 イスラム金融の基本スキーム

## 1 イスラム金融の取引形態

イスラム金融においては、リバー(利子)の概念を用いずに金融取引を行うが、その際に利用される取引形態は、①損益を分担する投資(損益分担型:Profit/Loss sharing)と②商品売買等の実物取引を伴った融資(商品取引型)に大別される。

#### 2 損益分担型 (Profit/Loss sharing)

利益と損失を当事者(出資者と事業者)で分け合う契約であり、ムダラバ とムシャラカが代表的な契約である。

そして、このように、利益と損失を当事者で分け合うという方法がイスラムの理念に最も沿っているという考え方<sup>(23)</sup>は、ほとんどの近代イスラム経済学者によって共有されており、イスラム金融において中心的な役割を果たすことが期待されている<sup>(24)</sup>。

しかし、資金提供者と事業者の間での情報の非対称性からくる事業者のモ

<sup>(21)</sup> 吉田・前掲注(1)145 頁。

<sup>(22)</sup> 吉田・前掲注(1)146 頁。

<sup>(23)</sup> この考え方を「ムダーラバ・コンセンサス」という。長岡・前掲注(3)91頁。

<sup>(24)</sup> 櫻井・前掲注(4)109頁。

ラルハザードやデフォルトリスクの懸念があること、資金提供段階では利益 が確定しないばかりか、損失を生じる可能性もあるリスクの高い金融手法で あること、事業が長期にわたることも多く、実際に利益を得るまでに時間が かかることなどの問題があり、実際は、3に挙げる商品取引型が与信手段と して多く利用されている。

## (1) ムダラバ (mudarabah)

資金供給者<sup>(25)</sup>が、事業者<sup>(26)</sup>の営む事業に対して出資<sup>(27)</sup>し、事業から得られた利益を事前に定めた割合に応じて分配する契約である。

ムダラバ契約においては、出資者は契約締結時に事業内容を限定することは認められる<sup>(28)</sup>が、それ以上に経営に参加することはできない。

また、利益の分配割合は合意によって自由に決めてよいが、分配額を決めることは許されない。一方、損失が生じた場合は、資金提供者は出資の範囲内で損失を負担し、事業者は労務に対する報酬が得られないことが損失となる(事業者が出資以上の損失を出した場合は、その超過分の損失は事業者が負担する。)。

イスラム金融機関が事業者の事業に融資する際に用いられる他、預金者がイスラム銀行の事業に資金提供しているという構成のムダラバによって、(変動利回り型で、元本保証もない(29)が)銀行預金を成立させている。

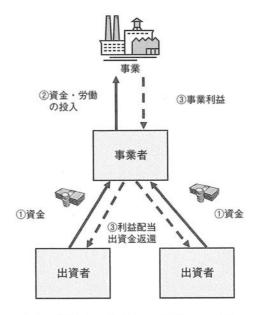
<sup>(25)</sup> ラッブ・アルマール (rab al-mal) と呼ばれる。

<sup>(26)</sup> ムダーリブ (mudarib) と呼ばれる。

<sup>(27)</sup> ムダラバにおける出資は金銭に限ると解されている。長岡・前掲注(3)40頁。

<sup>(28)</sup> 全面的に事業内容を委任することもできる。

<sup>(29)</sup> 毎期の利益の一部を利益均等化準備金としてプールすることによって、配当をある程度平準化し、元本割れリスクを低減させている。吉田・前掲注(1)68 頁。



- ①資金の出し手(出資者)は、事業者の営む事業に出資。
- ②事業者は、集めた資金を事業に投入(事業経営権は事業者にある)。
- ③事業より得られた利益は、出資者に還元。

万一事業が失敗した場合には、出資者は出資の範囲内で損失を負う。

(イスラム金融検討会・前掲注(2)35 頁)

## (2) ムシャラカ (musharakah) (30)

複数当事者の出資によって事業組合を設立し、その組合の事業から発生 した損益を当事者間で分配する手法である。

ムシャラカの出資者には、経営参加の権利があり<sup>(31)</sup>、イスラム銀行と企業が合同で取り組む事業での資金提供等に用いられている。

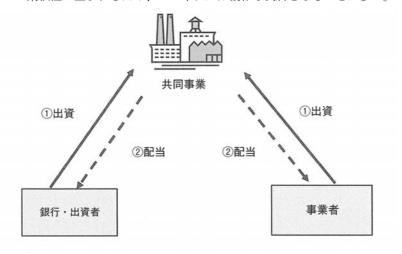
ただし、ムシャラカは法学派ごとの解釈が様々であり、例えば、損失が 出資比率に応じて分担されるべきという点については各法学派の見解が一 致しているが、利益の分配比率については、出資比率に応じるべきである

<sup>(30)</sup> 長岡・前掲注(3)43-46 頁。

<sup>(31)</sup> 必ず経営に参加しなくてはならないわけではない。

という見解と出資者の合意で自由に決定できるという見解に分かれている。また、出資に用いることができる財の種類についても、金銭、金銭以外の資産、さらには労働力などあらゆるものを認める見解<sup>(32)</sup>、異なる種類の財を同一の契約で出資することを認めない見解、金銭のみに限定する見解などに分かれている。

このように、シャリア解釈によっては、契約内容に関する制約にかなり の柔軟性が生まれるため、ムシャラカは複雑な契約となることが多い。



- ①銀行・出資者は、事業者とともに共同事業への出資を行う。
- ②出資に対する配当がコンベンショナル金融の金利に相当する額として支払われる。 配当の分配率は事前に合意。分配率は出資比率も参考となるが比較的自由に設定。
- ③万一損失が発生した場合には、資金の提供者は出資比率に応じてリスクを負担す る。

(イスラム金融検討会・前掲注(2)36 頁)

## 3 商品取引型

売買取引や賃貸借取引など、実物取引を行い、利子の代わりに、代金に含まれる上乗せ利益(マークアップ)を得る金融手法であり、ムラバハとイ

<sup>(32)</sup> この見解においては、資金を提供せず、労働力のみを提供する当事者の存在も認めることになる。

ジャーラが代表的な契約である。

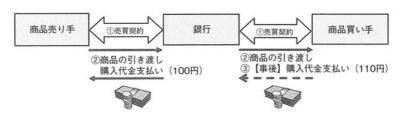
マークアップは契約時に決める必要があり、代金支払い期限も比較的短期間の契約となることから、短期間かつ低リスクで収益を上げやすい金融手法として、イスラム金融機関の経営の安定に重要な役割を果たしている(33)。

一方で、このマークアップが近代資本主義型金融におけるローンの利子と同じではないかという批判は根強く存在しているが、イスラム銀行の過渡期の経営の安定のためには必要であるとして、大勢としては容認されている(34)。

## (1) ムラバハ (murabahah)

本来は、商品の売買取引の一形態であり、商人が事前に仕入れてあった 商品を、取得価額と上乗せする利潤を明示した上で買い手に販売する契約 である。その際、代金支払時期にイスラム法上の制約はなく、契約当事者 が合意した時期と方法により代金支払いが行われる。

これを活用して、イスラム銀行等の資金供給者が商人の役割を果たし、同時に、買い手の支払条件を後払い又は分割払いとし、上乗せ利潤に利息相当額を含めることによって、利子によらない融資としてのムラバハとなる<sup>(35)</sup>。



- ①売り手と銀行、銀行と買い手との間でそれぞれ商品の売買契約が成立。
- ②銀行は100円で商品を売り手から購入し(代金は直ちに支払われる)、買い手に110円で 転売する(代金は後払いが多い)。差額の10円がコンベンショナル金融の金利に相当。
- ③買い手は銀行に購入代金(110円)を支払う。

(イスラム金融検討会・前掲注(2)32 頁)

<sup>(33)</sup> 長岡・前掲注(3)116頁。

<sup>(34)</sup> 櫻井・前掲注(4)132-136 頁。

<sup>(35)</sup> 実際の取引においては、売買される商品が、イスラム銀行等を経由することなく、 本来の売り手から買い手に直接引き渡されることが多い。

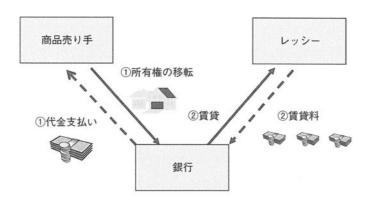
## (2) イジャーラ (ijarah)

本来は、一定の報酬と引換えに、用益権を売る取引であり、一般的には、賃貸借の機能を持つ契約として用いられていた。

現代のイスラム金融としては、近代資本主義型金融でいうオペーレーティング・リースやファイナンス・リースと同様の取引によって、利子によらない融資が行われている。また、個人の住宅購入のための融資にも利用されている。

その際、リース期間終了時に対象資産の所有権を移転する場合は、イ ジャーラ・ワ・イクティナと呼ばれる。

イジャーラは、一定の期間を通じて安定的な収益を確保できることから、 イジャーラを元にスクーク (イスラム債) が組成されることも多い。



- ①銀行は売り手より商品を購入。
- ②銀行(レッサー)は当該商品をレッシーに賃貸し、その対価(賃貸料)を受領。
- ③リース期間終了後にレッシーに所有権が移転する場合もある(オートローンや住宅ローンなど)。

(イスラム金融検討会・前掲注(2)34 頁)

## 第3節 スクーク (イスラム債)

イスラム金融が近代資本主義型金融と比べて機能面で抱えていた弱点の一つに大口の資金需要に効率的に対応できる金融手法がなかった点が挙げられていた。この弱点を克服すべく開発されたのがスクーク(sukuk)であり、イスラム金融では用いることができない公債や社債を代替するものとして登場してきたため、「イスラム債(Islamic Bonds)」と訳されることが多い(36)。さらに、スクークは、市場で売買することも可能である(37)。

## 1 スクークとは

## (1) 定義

イスラム金融機関会計監査機構(Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions, AAOIFI)は、スクークを「有形資産・用益権及びサービス・特定のプロジェクトの持分・特別な投資活動の持分の分け前・権利に対する計画的一般権利証書の価値と(応募終了時点で)同じ価値を表象する証書」と定義しており、さらに、その裏付けとなる金融資産が第2節で挙げたようなシャリア適格なものであることが必要であるとされている。

これをより簡潔に表現すると、スクークとは「シャリア適格な金融資産 (債権等)の持分を表象する証書」と定義することができる<sup>(38)</sup>。

#### (2) 翻訳上の問題

前述のとおり、スクークがイスラム金融では用いることができない公債 や社債を代替するものとして登場してきたため、「イスラム債 (Islamic

<sup>(36)</sup> 長岡・前掲注(3)35 頁。

<sup>(37)</sup> スクークの市場での売買に関しては、スクークを額面価格以外で売買することが リバーに該当するという批判もないわけではないこともあり、イスラム投資家はス クークを満期まで保有する傾向が強い。吉田・前掲注(1)110 頁。長岡・前掲注(3)第 4章3。

<sup>(38)</sup> 田原一彦「日本法制下のイスラーム金融取引」イスラーム世界研究第2巻2号 (2009年3月) 193項。

Bonds)」と訳されることが多いのであるが、(1)の定義で挙げられた「シャリア適格な金融資産」の性質に応じて、近代資本主義型金融における債券の機能を代替するものだけではなく、損益分担型の投資からの利益を分配する場合もある。

そのため、スクークを債券と捉えて「イスラム債」と言い切ってしまうのはミスリーディングな翻訳であり、債券とは限らない「イスラム証券」というような訳語の方が相応しいと言える<sup>(39)</sup>。

これは、課税関係を考慮する際にも重要なポイントであり、スクークが 債券に類似するものであるという先入観を持つことなく、スクークを構成 するスキームを分析する必要がある。

一方で、「イスラム証券」という訳語は、現在のところ一般的ではなく、「イスラム証券」を用いることによる混乱を避けるため、本研究においては、あえて訳語を用いず、「スクーク」という外来語としての表記を用いることとする。

#### 2 スクークのスキーム

スクークは、その裏付けとなるシャリア適格な取引に応じて各種作成する ことができるが、代表的なものとして、イジャーラ・スクークとムシャラカ・ スクークのスキームを紹介する。

#### (1) イジャーラ・スクーク

賃貸借契約であるイジャーラは、ファイナンス・リースとして構成することにより、中長期の安定的な収益を確保することができるため、この金融資産の持分としてのスクークは債券に類似したものとなる。そのため、最も基本的なスクークとして活用されている。

イジャーラ・スクークの典型的な取引例は以下のようなものである。 まず、スクーク発行体として SPC を設立し、この SPC が投資家から資

<sup>(39)</sup> 田原・前掲注(38)194-195 頁。

金を集め、その資金で、資金を必要としている企業 (オリジネーター) の 資産を購入し、この資産を裏付けとしたスクークを投資家に発行する。

その際、SPC は裏付資産を自己信託し、信託受益証券の形でスクークを 発行することが多い<sup>(40)</sup>。

当該資産は、イジャーラ・ワ・イクティナ<sup>(41)</sup>の契約によって、企業にリースバックされ、企業はリース料を毎期支払い、このリース料がスクーク保有者に分配される。

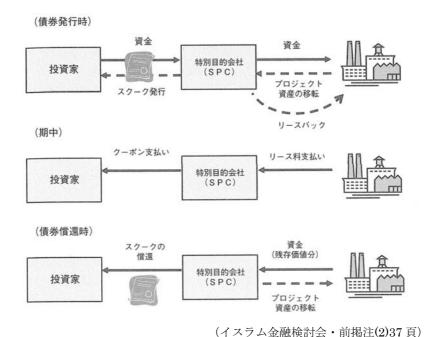
リース料は契約時点で確定<sup>(42)</sup>するので、スクーク保有者に分配される配当もスクーク発行時点において確定することになり、固定的なクーポンを支払う債券と類似する証券となる。

リース期間終了時に、当該資産は企業によって買い戻され、その代金を もってスクークの償還が行われる。

<sup>(40)</sup> 優先株などの他の法形式の証券でスクークを発行することもできるが、信託が最も好んで利用されている。

<sup>(41)</sup> リース期間終了時に対象資産の所有権を移転するイジャーラ。第2節3 (2)を 参照。

<sup>(42)</sup> 固定されたリース料だけでなく、LIBOR等をベンチマークとして自動的にリース料(ひいてはスクークの配当)が改定される契約も、変動金利型の債券に類似するものとして組成されている。利子率であるLIBOR等をベンチマークとすることに対しては、イスラム法上の批判もあるが、ベンチマークとして参照することについては問題ないとされている。



## (2) ムシャラカ・スクーク

ムシャラカは第2節2(2)のとおり、事業組合を設立し、その事業から発生した損益を分配する契約であることから、通常であれば、その損益を事前に確定することは不可能であり、その損益をさらに分配することになるスクークの配当を、債券に類似するように事前に確定させることはできない。

しかし、ムシャラカから生じる利益を固定的な配当とするためのスキームも考案されており、その一例を以下に紹介する<sup>(43)</sup>。

資金を必要としている事業会社とスクーク発行体である SPC がム

<sup>(43)</sup> ムシャラカは、前述のとおり、契約の自由度が高いため、ムシャラカ・スクークには非常に多くのバリエーションがある。

シャラカを形成する。その際、事業会社は事業用資産を現物出資<sup>(44)</sup>し、SPC は投資家から集めた資金を出資する。今回の例では、出資比率を事業会社 20%、SPC80%とし、出資比率に応じて損益の分配を行う契約であるとする。

その結果、SPC はムシャラカに拠出された全資産の 80%の持分を有することとなり、この持分を自己信託して投資家に発行した信託受益証券がスクークとなる。

毎期の損益については、その80%を受け取り、それをスクーク保有者に 配当する。

一方の事業会社は、資産の 20%の持分を有し、毎期の損益の 20%を受け取ることとなる。

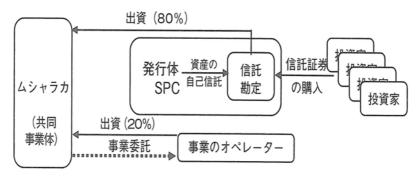
満期時(契約時に定めたムシャラカ契約の終了時)にはムシャラカに属する全資産を事業会社が買い取り、その代金の80%(即ち当初出資額相当)がSPCを通じてスクークの償還に当てられる。

ここで、このままでは、スクーク投資家は毎期の損益の変動をそのまま受けることになるので、もう一つ、ムシャラカが、その事業の実施を事業会社に委託するという契約を、ムシャラカと事業会社間で結ぶ。この事業委託契約において、事業会社は固定的な委託費に加え、一定額以上の利益を得た場合はその余剰利益相当額のインセンティブ報酬を受け、逆に、その利益を確保できなかった場合は事業委託を受けた事業会社からの貸付けにより補填(45)することを定めることによって、ムシャラカ・スクーク投資家に対しても、債券と同様な固定的な配当を安定的に行うことができるようになる(46)。

<sup>(44)</sup> 当然、資金出資の場合もある。

<sup>(45)</sup> 以後のインセンティブ報酬から返済を受けることになる。

<sup>(46)</sup> このような手法は、イスラム法学界において、シャリア不適格であるとの強い批判がある。吉田・前掲注(1)111-112頁。



(イスラム金融検討会・前掲注(2)192 頁)

# 第2章 スクークに対する課税の現状

## 第1節 原則的な課税

## 1 スクークの私法上の性質

第1章第3節における検討から、スクークは、流通可能な証券として発行されたものであり、多くの場合、信託受益証券として発行されている。

もちろん、スクークを優先株等の他の法形式で発行することも可能であるが、シャリアの制約により、スクークを金銭消費貸借とその利息受領の権利を表象する証券として発行することは不可能であるから、スクークが私法上の債券となることはない。

## 2 我が国租税法の適用

スクークが流通可能な信託受益証券である場合は、我が国の法人税法でい う法人課税信託(受益権を表示する証券を発行する旨の定めのある信託)に 該当し、その配当に関しては、配当所得となると解される。

また、スクークが信託以外の法形式で発行された場合も、私法上の債券に は当たらないのであるから、少なくとも、スクークの配当が税法上の利子所 得に含まれることはない。

## 3 スクークに対する原則的課税における問題点

通常の社債であれば、非居住者については、振替社債等の利子の特例として非課税となるところ、スクークは社債ではないため、非居住者であるイスラム投資家のイスラム・マネーを我が国金融・資本市場に呼び込むことが難しい状況となる。

## 第2節 平成23年度税制改正による特例

## 1 平成 23 年度税制改正

アジアのメインマーケット・メインプレイヤーとしての地位を確立するために、イスラム・マネーを呼び込むための税制上の環境を整備するために、 平成23年度税制改正によって、「資産の流動化に関する法律」に基づいた社 債的受益権を用いて組成したスクークの配当について、非居住者については 振替社債等の利子の課税の特例に含める形で非課税となり、居住者について は、従前から利子並み課税として源泉分離課税であったことと合わせて、社 債と同様の課税がなされることとなった。

また、同時に、社債的受益権を振替社債と同様の取扱いにするために、① 特定目的信託に係る導管性要件の見直し、②国内金融機関等が受ける社債的 受益権の配当(収益の分配)についての源泉所得税の免除、③信託財産の買 戻しに係る登録免許税の非課税等の措置も行われた。

## 2 社債的受益権を用いて組成されるスクークのスキーム

「資産の流動化に関する法律」に基づいた社債的受益権を用いることに よって、以下のようにイジャーラ・スクークを組成することができる。

資金調達者(オリジネーター)は、不動産等の資産を、特定目的信託の受託者に信託して、特定目的信託は、社債的受益権をオリジネーターに発行し、オリジネーターは社債的受益権をイスラム投資家(47)に販売する。

オリジネーターは、受託者から信託した不動産を賃借し<sup>(48)</sup>、オリジネーターは、定期的に賃料を支払い、受け取った受託者は、この賃料を原資とする配当を投資家に支払う。

賃貸借契約(イジャーラ)終了時に、オリジネーターは受託者から、信託 した不動産を買い戻し(イジャーラ・ワ・イクティナ)、受託者は、当該不動

<sup>(47)</sup> イスラム投資家以外の投資家が購入することを妨げるものではない。

<sup>(48)</sup> ここがイジャーラに当たる。

産代金をもって、社債的受益権を償還する。

このようにして、シャリア適格な賃貸借契約(イジャーラ)による収益と 当該賃貸借契約の目的となっている不動産等を、社債的受益権を用いて流通 可能な証券、即ちスクークとすることが可能となり、このスキームによって 組成したスクークについて、税制上の優遇措置を受けることができることと なる。

# 資金調達者 (全) 資産の信託 (会) リースバック (会) リース料 (会) で収益の分配 (会) で

## <「社債的受益権」(イスラム債)の発行スキーム>

(金融庁『平成23年度税制改正について』3頁(平成22年12月))

## 3 外国法に準拠して組成されたスクークに対する適用の有無

今回の改正は、「資産の流動化に関する法律」に基づいた社債的受益権だけ を適用対象とし、他の法令に基づく証券について適用する余地が全くない条 文となっている。

このため、外国法に準拠したスクークについても適用する余地がなくなっており、外国法に準拠したスクークについては、第1節において検討したとおりの原則的な課税、即ち配当としての課税を行うことになる。

# 第3章 今後のスクークに対する課税の検討

## 第1節 経済的実態と租税法律主義

## 1 経済的実態

現在、組成されているスクークの多くは、できる限り債券に近い商品性を 持たせるように工夫が重ねられており、経済的実態は債券と非常に近いもの となっている。

実際、第1章第3節2 (2) のムシャラカ・スクークのように、本来、組合事業への出資による事業損益の分配を受ける権利について、資金需要者(=事業会社) とのインセンティブフィーと損失補てんを含む事業委託契約を組み合わせることによって、結果的にスクーク投資家は社債と同様の固定的な収入を実現している。

これは、事業会社が社債を発行するという近代資本主義型金融において通常用いられる法形式に対して、通常用いられない多段階取引によって、同様の経済目的を達成していると見ることもできる。

租税公平主義により、課税のうえで、同様の状況にあるものは同様に取り扱われることが要求される<sup>(49)</sup>ことからすると、選択された法形式が異なっていても、最終的な経済的効果が同じであれば、同様の課税、即ち、社債利子とスクークの配当について、同様に利子としての課税が行われるべきだとの考えもあり得る。

## 2 租税法律主義

一方で、租税法の基本原則には、租税法律主義がある。

その内、「租税法は強行法であるから、課税要件が充足されている限り、租税行政庁には租税の減免の自由はなく、また租税を徴収しない自由もなく、

<sup>(49)</sup> 金子宏著『租税法第十七版』81頁(弘文堂、平24)。

法律で定められたとおりの税額を徴収しなければならない<sup>(50)</sup>」との合法性の原則がある。

しかし、特に、租税回避の場合に、前述の租税公平主義と租税法律主義の間に問題が生じる。

租税回避とは、「私法上の選択可能性を利用し、私的経済取引プロパーの見地からは合理的理由がないのに、通常用いられない法形式を選択することによって、結果的には意図した経済的目的ないし経済的成果を実現しながら、通常用いられる法形式に対応する課税要件の充足を免れ、もって税負担を減少させあるいは排除すること(51)」であり、これに対して、「租税回避があった場合に、当事者が用いた法形式を租税法上は無視し、通常用いられる法形式に対応する課税要件が充足されたものとして取り扱う」ことを租税回避の否認(52)と呼び、税法に個別的な否認規定が定められている。

ここで、否認規定がない場合にも租税回避の否認が可能かという点については、最高裁判所の明確な判断は示されていない<sup>(53)</sup>。

そのため、公平負担の見地から否認規定の有無にかかわらず否認を認める 見解もあるものの、租税法律主義のもとで、法律の根拠なしに、当事者の選 択した法形式を通常用いられる法形式にひきなおし、それに対応する課税要 件が充足されたものとして取り扱う権限を租税行政庁に認めることは困難で あり、法律の根拠がない限り租税回避行為の否認は認められないと解するの が理論上も実務上も妥当であると考えられている<sup>(54)</sup>。

これに関しては、例えば、当事者間で選択された取引が仮装行為であって、 私法上、真実には存在しないと認定される場合には、私法上の真実の取引に 即した課税が行われることになり、これは法律の根拠が必要となる租税回避 の否認とは異なるものであるが、何が私法上の真実の法律関係であるかの認

<sup>(50)</sup> 金子・前掲注(49)78 頁。

<sup>(51)</sup> 金子・前掲注(49)119 頁。

<sup>(52)</sup> 金子・前掲注(49)121 頁。

<sup>(53)</sup> 金子・前掲注(49)122 頁。

<sup>(54)</sup> 金子・前掲注(49)123頁。

定は、取引当事者の効果意思に即して、きわめて慎重に行われるべきであって、「私法上の法律構成」の名のもとに、仮にも真実の法律関係から離れて、法律関係を構成しなおすようなことは許されないと考えられている<sup>(55)</sup>。すると、スクークに関係する各法律関係は、宗教的な目的で複雑化しているとはいえ、各取引当事者が各取引を行う効果意思は存在しており、その法形式によって充足される課税要件からすると、スクークの配当は利子所得とはなりえず、これを利子と同様の課税とするためには、法律の根拠が必要である。

## 第2節 宗教上の課題の検討

## 1 平等原則及び信教の自由の検討

イスラム債をはじめとするイスラム金融に対する課税に際しても、前述のとおり、立法措置がない限り、原則として当事者が採用した法律関係に基づく課税を行うことになるが、この立法措置をする場合に、立法措置の対象について、イスラム金融であることを条件とすることと、憲法に定める平等原則及び信教の自由との関係を考慮する必要がある。

その中でも、政教分離原則において、宗教団体が国から特権を受けることは禁じられており、宗教法人に与えられている収益事業以外から生じる所得に対する免税措置なども、違憲の疑いがあるとの有力説もあるなか、現在の多数説としては、この免税措置は宗教法人以外の公益法人等と並んで平等に認められる措置であることから特権にはあたらないとされている(56)。

逆に、宗教法人以外との同等性もないばかりか、他の宗教との同等性もない、特定宗教に対する免税措置は、憲法上禁じられる特権にあたると解され、立法に際して特定の宗教に該当することを要件に、同じ経済取引に対して異なる課税を行うことは平等原則に反することになる。

<sup>(55)</sup> 金子・前掲注(49)125 頁。

<sup>(56)</sup> 芦部信喜著『憲法学Ⅲ人権各論(1)増補版』154-156 頁(有斐閣、平12)。

## 2 平成23年度改正における規定

平成23年度改正においては、あくまで、「資産の流動化に関する法律」に基づいた社債的受益権の配当に対する課税の特例としての規定であり、これがシャリア適格であることなどを要件とはしていない。即ち、社債的受益権を活用した同様のスキームであれば、宗教的な必要の有無に関わらず、課税の特例を受けることができる規定となっている。

## 3 イスラム金融利用者の実態

イスラム金融利用者であるが、そもそも、イスラム金融は、イスラム教徒 でなければ利用できないものではない。

確かに、イスラム金融はシャリア適格な金融取引を実現するために始まったものであるが、イスラム金融機関側で、イスラム教徒ではないことのみをもって取引しないということはない。

現に、イスラム金融の提供側にもイスラム教とは関係ない企業の参入が相次いでいるし、利用側も、非イスラム教徒によるイスラム債の保有やイスラム預金利用などが行われている<sup>(57)</sup>。

これは、イスラム金融の方が、利益が期待(58)できたり、資金調達コストが安く(59)なったりするなどの経済合理的な理由であると考えられる(60)。

## 4 イスラム教徒の投資行動(必要性の法理<sup>(61)</sup>)

イスラム教徒の側から見た場合でも、イスラム教徒はイスラム金融しか利

<sup>(57)</sup> 吉田・前掲注(1)51-52 頁。

<sup>(58)</sup> イスラム教国では、近代資本主義型金融と同等の条件にするための税制措置以上に、イスラム金融育成のため、(イスラム金融機関に対する法人税減税など) 一層の減税措置等を行っていることも多く、その分、近代資本主義型金融が提示する利子率よりも高い目標配当率を提示することが可能となることがある。

<sup>(59)</sup> イスラム金融での投資をしたいイスラム教徒の資金量に対して、イスラム金融商品の供給量が追いつかないという需給関係の結果、近代資本主義型金融による起債に比べて、資金調達コストが安くなることがある。

<sup>(60)</sup> 吉田・前掲注(1)18 頁。

<sup>(61)</sup> 吉田・前掲注(1)39-40 頁。

用しないという訳でもない。中東のイスラム教国である産油国の資金が大量 に米国債などを購入しているのは分かりやすい例であろう。

特に、プロフェッショナルな運用を行う立場に立ったならば、パフォーマンス重視の運用を行っており、パフォーマンスによってはイスラム金融を利用するという割合がかなり高くなっている<sup>(62)</sup>。

ここで、イスラム教において、「仕方ない」ことはある程度許容されるという「必要性の法理 (doctrine of necessity)」という考え方がある。

これは、例えば、無人島に漂着しまさに飢え死にしそうな時に野豚を見つけた場合、生きるために「仕方なく」それを口にしても問題はないとするような考え方である。

この法理により、日常的な利用に耐えられないほど離れたところにしかイスラム金融機関がない場合、「仕方なく」近代資本主義型金融(普通の銀行)を利用することも許容されることになる。

ただし、どの程度の「仕方なさ」によって必要性の法理を適用して、どの程度の行動をとっていいかという考え方と行動については、最終的にはイスラム教徒個人の考え方に基づいており、多少利便性が悪いという理由で近代資本主義型金融を利用する者もいれば、利用可能な範囲に近代資本主義型金融しかなく、通常の銀行に預金するしかなくても、無利子である当座預金を利用する形でリバーを回避する者もいる。

# 第3節 スクークに対する利子並み課税を拡大する場合 の留意点

現在の、我が国租税法における、スクークの配当に対する利子並み課税については、「資産の流動化に関する法律」に基づいた社債的受益権の配当だけを適用対象とした、極めて限定的なものとなっている。これについては、イスラム・

<sup>(62)</sup> 吉田・前掲注(1)52-55 頁。

マネーを呼び込むという、現在の我が国の政策からすれば、当面、これで十分であると考えられるが、将来、適用範囲の拡大に関する要望が出てくることは十分にあり得るところである。本節においては、その場合の考え方を整理することとする。

## 1 英国の対応例(63)

非イスラム教国における、イスラム金融に対する税制措置の先進国である 英国においては、税法において Islamic bond や sukuk といったイスラム金 融としての用語を用いることなく、「Alternative finance investment bond(AFIB)」という概念を定義し、税務上、AFIB を debt instrument と同 様に扱う旨の立法が行われた。

その際のAFIBの定義も、宗教的な要素による規定でも、特定の英国法のみを準拠法とする規定でもなく、英国において課税上、社債とイコールフッティングさせようとするスクーク取引の要素を列挙して、その取引形態に合致するものをAFIBとするという方法での立法となっている。

## 2 社債に類似する金融商品の存在

私法上の法律関係を税法に当てはめた場合に配当所得となるにも関わらず、その経済的性質が利子に類似するものは、スクーク以外にも存在する。 例えば、いわゆるハイブリッド証券と呼ばれる株式と社債の中間的性格を有する証券である。これには、社債側から株式に近付いているものもあれば、株式側から社債に近付いているものもある。

我が国の経済的・社会的状況からすれば、むしろ、ハイブリッド証券等の 取り扱いの方がより重要度の高い問題であり、そのような中、スクークの利 子並み課税の手当てのみが突出すると、他の社債に類似する性質を持つ金融 商品との間での課税方式の不整合を招き、税制に新たな矛盾を引き起こすお

<sup>(63)</sup> Mohammed Amin. (2008). "The new UK tax law on sukuk" NEWHORIZON (http://newhorizon-islamicbanking.com Home-Archive-No.166)

それもある。

金融課税に関する全体的な整理の過程で、debt と equity の取扱いを再検 討することに伴って、スクークに対する課税を見直すことはあっても、スクー クの利子並み課税の対象範囲の拡大のみを検討するということであれば、そ のような政策的な必要性が高まらない限り、優先して取り組む必要があるも のではないと考える。

## 3 スクークに対する利子並み課税拡大の場合

今後、政策的に、他の形態でのスクークに対して利子並み課税を拡大する 必要性がでてきた場合には、これまでの検討からして、まずは、法令上の手 当てが必要となる。

その際は、スクーク以外にも存在する経済的実態が社債に類似する通常の 金融商品に対する取扱いとのバランスに対しても留意するとともに、外国法 令を準拠法とするスクークの場合の解釈に疑義が生じないような受け皿規定 をおく必要がある。

さらに、憲法上の制約から、イスラム法に則っているというような宗教的 要素を要件とするような法制度を作るべきではないし、イスラム金融の現状 から、その必要もないと考える。

# 結びに代えて

本研究においては、イスラム金融の中でも、スクークに焦点を当てて検討した。

イスラム金融は、利子の授受を避けるために、実物の取引(売買や事業)を 介在させるスキームを活用している。そして、それらのシャリア適格な金融取 引から生じる収益について、信託などを利用して証券化したものがスクークで ある。

このスクークは、社債に類似した商品性を目指して組成されることが多いため、イスラム債と呼ばれているものの、その本質は、シャリア適格な金融資産を証券化したものであり、課税関係を考慮する際には、必ずしも債券に類似するものとは限らないことに注意が必要である。

そのようなスクークの配当収入を我が国の租税法に当てはめた場合、法令上の手当てがなければ、利子所得ではなく、配当所得となると解される。

これに対して、海外のイスラム投資家のイスラム・マネーを我が国に呼び込むために、社債的受益権を利用して、社債との類似性を十分担保したスクークについてのみ、平成 23 年度税制改正によって、社債と同様の課税を行うこととなった。

一方で、これ以外の形態のスクークの配当を社債利子と同様の取扱いとするには、外国法令を準拠法とした場合の受け皿規定も含めたさらなる立法措置が必要となるが、その際は、イスラム法に則っているかを要件とするべきではなく、どのような取引を利子並み課税の対象とするべきかということを、スクーク以外にも存在する経済的実態が社債に類似する通常の金融商品に対する取扱いとのバランスを考慮して検討する必要があると考える。